

## 5-75 再帰反射材

### 5-75-1 装備要件

自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 二輪自動車
- ④ 側車付二輪自動車
- ⑤ カタピラ及びそりを有する軽自動車

### 5-75-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係）

- ① 再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上60mm以下であること。
- ② 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。）、輪郭表示再帰反射材〔完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。）〕又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。）のいずれかとする。
- ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。
- ⑤ 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損う損傷等ないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第211条の2第2項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

### 5-75-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係）

- ① 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けられていること。
- ② 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けられていること。
- ③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。これによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。
- ④ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の長さの80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。
- ⑤ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の幅の80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。
- ⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下（自動車の構造上短い方の50%以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,000mm以下のできるだけ短い間隔）である場合には、連続しているものとみなす。
- ⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.5m以下（自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、再帰反射材を地上2.5m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.5m以上のできるだけ低い位置）に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。
- ⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの（コーナーマーク）は、一辺の長さが250mm以上のテープ状の再帰反射材であり、かつ、互いに直角に取り付けられていること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。
- ⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に限って取り付けられていること。
- ⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに200mm以上離れるように取り付けられていること。
- ⑪ 自動車の後面に備える大型後部反射器は、⑤の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。
- ⑫ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛

直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ4°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

- ⑬ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前端にあつては前方向に4°傾斜させた平面、自動車の後端にあつては後方向に4°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。
- (2) 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第4項関係)
- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき、灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材
- (取付例)

線状再帰反射材



輪郭表示再帰反射材

完全輪郭表示再帰反射材

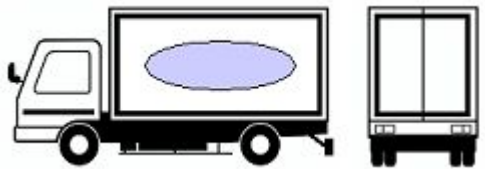


部分輪郭表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材

(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付けるもの)



(参考図)

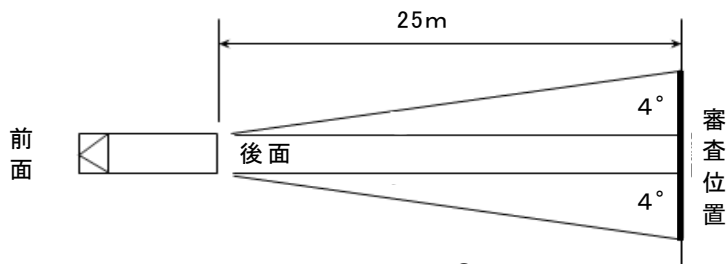


図 1(5-75-3 ⑫関係)

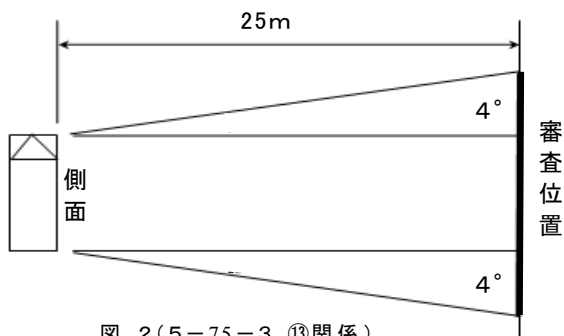


図 2(5-75-3 ⑬関係)

**5-75-4 適用関係の整理**

4-75-4の規定を適用する。